

議案第40号

丹波少年自然の家事務組合理約の変更に係る協議について

丹波少年自然の家事務組合理約を次のとおり変更することについて、関係地方公共団体と協議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成27年2月26日提出

三田市長 竹内英昭

丹波少年自然の家事務組合理約の一部を変更する規約

丹波少年自然の家事務組合理約（昭和54年4月1日規約第1号）の一部を次のように変更する。

第4条中「イゲ32番の2」を「イケ2032番2」に改める。

第12条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 教育長は、管理者が組合議会の同意を得て関係市町の教育長のうちから任命する。

第13条の見出し中「委員の解職請求に関する事務等」を「教育長及び委員の資格決定に関する事務」に改め、同条中「第16条」を「第14条第2項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、平成27年4月1日から施行する。

（旧教育長に関する経過措置）

- 2 改正後の規約（以下「新規約」という。）第12条第2項の規定にかかわらず、新規約の施行の際現に在職する教育長は、その教育委員会の委員としての任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。